

第18章

ニュー・エイド・プラン

はじめに

生産技術、経営技術など経営資源の導入は資本とともに輸出指向型工業化を進めている東南アジア諸国にとって不可欠である。輸入制限を伴う輸入代替型工業化の段階では国内市場は世界市場と切り離されており需要も予め確保されているため、経営者にとって製品の改善、効率的経営に対する刺激もさほど強く働かない。しかし、輸出指向型工業化を進める場合は海外市場で競争関係に曝されているので常に技術面の改善、世界市場を視野に入れた経営が不可欠である。また、工業化を進める上で経営を支える産業インフラの整備も欠かせない。しかしながら、財政基盤の弱い、経験の欠如した途上国ではそのための資金や技術が不足している。

ニュー・エイド・プランは従来のベイスック・ヒューマン・ニーズや産業インフラに対する援助に限らず民間の貿易、投資その他、公的機関の各種の援助プログラム、公的資金も併せ集中的、総合的に用いることによって途上国の輸出産業の振興を行う日本政府による援助スキームである。このようなスキームはこれまでに実施された例がなく、速効性が期待されているため日本国内のみならず、援助受け入れ国でも注目を集めている。

第1節 ニュー・エイド・プランとは

ニュー・エイド・プランは英語の“New Asian Industrial Development Plan”の略称で、「新援助計画」という意味ではない。すなわち、この計画は新たな法律の策定に基づいて、実施団体が設立されるとか、新規の事業が生まれるというものではなく、各種の日本の政府関係援助機関が実施している援助プログラムと民間企業の行っている輸入や投資活動を有機的に結びつけ、途上国からの需要に応えるというものである。

ニュー・エイド・プランは1987年1月、当時の田村通商産業大臣がASEAN諸国を訪問した際、バンコクで「21世紀に向けてのASEAN諸国と日本」と題するスピーチの中で提唱したものである。通商産業省は、ニュー・エイド・プランを次のように要約している¹⁾。この計画は「日本と密接な通商関係を有するアジア諸国との創造的な国際的分業関係の創設を図るための包括的協力プラン」である。この国際的分業関係の創設のためには、アジア諸国の輸出産業の振興が必要である。そのため日本政府による資金協力、技術協力等の経済協力に加え、民間企業による投資、貿易等官民の力を動員、集中的、総合的な協力を実施する。協力の範囲は、(1)インフラストラクチャーの整備、(2)人材育成、製品改良指導、(3)投融資等各種の経済協力手段である。この計画が従来の協力と異なるところは外貨獲得型の産業の育成という直接産業に対して支援することである。

具体的には(1)産業の立地基盤の整備状況を把握し、工業化基地の整備プログラムを作成する、(2)既存輸出産業を整備し、有望企業の選定、実態調査を行い、その産業の育成プログラムを作成する、(3)さらに産業育成投融資面の充実策、改善策、補完策などのプログラムを作成する。このように、ニュー・エイド・プランは日本の有する経験、ノウハウを結集し官民が一体となって経済協力を進めていくというものである。

日本の経済協力の対象分野はこれまでインフラの整備が中心であった。一

方、アジア諸国からの輸出振興、輸出産業の育成などに対しても経済協力手段を積極的に活用する必要が高まっていた。確かに、これまでの日本の経済協力のベースにはインフラを整えば、経済発展が期待されるという考え方があったと思われる。また、経済協力が民間企業の支援に直結しているという内外の批判を避ける意味もあったのかもしれない。そのため、官民の経済協力手段を一体化し、総合的、集中的にこれを用いることは抵抗感があったはずである。しかし、近年、経済発展にとって民間活力を生かすことの有効性が多く語られ、国際的に認知されている²⁾。このような時代背景もニュー・エイド・プランの実施を受け入れやすい条件を作り出しているのかもしれない。さらに、日本の援助システムは数多くの援助機関が別個に、独立的にそれぞれの援助プログラムにしたがって援助を行っており、全体がシステムティックに機能していないという見方もあった。その点、ニュー・エイド・プランは若干なりともそれを克服していると考えられる。加えて、援助の効性という観点からも検討の時期にさしかかっていたともいえよう。

この計画実施の対象地域は「日本と密接な通商関係を有するアジア諸国」というだけで国を特定していないが、当初考えていた国はシンガポール、ブルネイを除くASEAN諸国と中国であったようである。90年時点ではこれらの国に加えて南西アジアのパキスタン、スリランカ、バングラデシュにまで対象が広がってきている³⁾。

第2節 ニュー・エイド・プランの背景

ニュー・エイド・プランが検討されていた1986年頃を振り返ってみるとアジアNIEsを除くアジア諸国は現在より一次産品に依存する経済構造にあった。例えば、1985年のタイの一次産品の輸出比率は65%、マレーシアの場合は石油を入れて73%であった(第1表)。そのため、1980年以降の一次産品の国際価格の低下(第2表)により各国の輸出は著しく減少、経済成長率も

第1表 ASEAN諸国の輸出に占める一次製品のシェア

(%)

国名	1980年	81年	82年	83年	85年	86年	88年
タイ	71	73	71	68	65	58	48
マレーシア	81	80	92	78	73	64	55
インドネシア	98	96	96	92	89	79	71
フィリピン	63	55	50	49	49	40	38

(出所) World Bank, *World Development Report*, New York, Oxford University Press, 各年版。

軒並みに低下した(第3表)。非燃料商品価格の総合指数⁽⁴⁾は1980年を100とすれば85年には75.9になっている。同じく食料品では74.9, 農産品原料は77.3, 金属69.7である。アジア各国の主要製品の価格は第2表のとおりである。輸出金額も第4表のとおり1981年と85年を比較するとマレーシアを除くと微増ないし減少している。また, 累積債務も第5表のとおり著増している。

このような経済構造からの脱皮を図るため積極的に外資を導入し, 外貨獲得に役立つ輸出型産業の育成を意図していた。その当時の各国の意図するところを略述すると以下のとおりである。

1. タイ

1985年6月の「タイ・日経済関係構造調整白書」の中でタイの工業化, とりわけ輸出産業の育成を重要な政策課題とした。第6次経済社会開発5カ年計画(87~91年)では輸出産業の育成, 地域開発に外資を誘致しようと計画していた。外資企業には法人所得税の減免, 輸出品製造用の輸入原材料に対する輸入税の免税, 地方への投資に対する恩典付加, 製品の80%以上を輸出する企業に対する100%の外国出資許可をした。

2. マレーシア

工業開発総合計画(Industrial Master Plan, 1986~91年)では資源活用型を中心に12セクターの振興政策を進めた。また, これと並行して外資に対する規

第2表 一次産品の国際価格動向

商 品 名 (単 位)	原 産 国 (市場) (通貨単位)	1981年	82年	83年	84年	85年	86年	87年
砂糖 (100ポンド)	フィリピン (米セント)	127.3	93.0	82.9	78.3	92.1	108.4	102.5
木材 (メトリック・トン)	マレーシア (東京) (米ドル)	80.0	77.0	72.1	80.5	70.4	78.2	114.4
コーヒー (100ポンド)	ブラジル (ニューヨーク) (米セント)	89.3	68.8	68.4	71.7	71.3	110.7	50.9
米 (メトリック・トン)	タイ (バンコク) (米ドル)	111.3	67.6	63.8	58.2	49.8	41.7	48.5
茶 (100ポンド)	スリランカ (米セント)	90.4	83.3	110.5	150.2	110.5	78.7	89.1
コブラ (メトリック・トン)	フィリピン (米ドル)	83.6	69.3	109.5	156.8	85.3	43.6	68.5
天然ゴム (100ポンド)	マレーシア (シンガポール) (米セント)	78.6	60.2	74.7	67.2	53.3	56.6	69.2
パームオイル (メトリック・トン)	マレーシア (米ドル)	92.7	78.7	82.6	122.9	93.3	67.1	60.2
錫 (100ポンド)	マレーシア (ペナン) (米セント)	85.6	78.5	79.3	78.5	73.0	36.4	40.8
ボーキサイト (メトリック・トン)	ガイアナ (ポルチモア) (米ドル)	101.8	98.1	84.5	77.6	77.3	77.6	77.5
非燃料世界商品価格		89.4	80.0	85.2	86.6	75.9	72.9	79.0
農業原料		85.3	81.1	83.6	87.8	77.3	78.4	104.7
金属		84.8	74.8	78.5	74.2	69.7	65.4	78.3

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, 各年版。

第3表 ASEAN諸国の経済成長率

(%)

国名	1981年	82年	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年
タイ	6.3	4.1	5.9	7.1	3.5	4.9	9.5	13.2	12.2
マレーシア	6.9	5.9	6.3	7.8	-1.0	1.0	4.7	8.7	8.5
インドネシア	7.9	2.2	4.2	7.0	2.5	5.9	4.1	6.5	7.4
フィリピン	3.4	1.9	1.1	-6.9	-4.4	1.9	5.8	6.7	5.7

(注) 実質成長率、ただし、タイ、マレーシア、インドネシアはGDPベース、フィリピンはGNPベース。

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, 各年版、マレーシアの86年以降は Bank Negara Malaysia, *Annual Report*, 各年版。

第4表 ASEAN諸国の年別輸出額

(単位: 100万ドル)

国名	1981年	82年	83年	84年	85年	86年
タイ	7,026.9	6,934.6	6,367.7	7,414.2	7,122.0	8,863.9
マレーシア	11,773	12,044	14,128	16,563	15,408	13,977
インドネシア	23,810	22,329	21,146	21,881	18,580	11,071
フィリピン	5,720.7	5,019.8	4,932.0	5,342.6	4,614.0	4,806.7

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics*, 1988年。

第5表 ASEAN諸国の対外公的債務残高

(単位: 100万ドル)

国名	1981年	82年	83年	84年	85年	86年
タイ	5,127	6,138	7,000	7,266	9,957	11,613
マレーシア	7,476	10,242	14,588	16,262	17,128	20,385
インドネシア	27,210	32,225	35,567	36,587	42,493	49,767
フィリピン	12,341	13,847	14,961	15,769	17,903	24,008

(出所) World Bank, *World Debt Tables*, 1988-89, 1989年。

制も緩和された。その内容は(1)資本金250万リンギ、従業員75人を下回る企業に対する製造ライセンスの不要、(2)製品の50%以上を輸出し、従業員350名以上雇用の場合は最高100%までの外資出資可能、(3)外国人払込資本金200

万米ドルの場合は、キーポストを含め5名の外国人就業許可を10年間自動承認等の投資推進のため外資規制緩和を行った。

3. インドネシア

1986年5月には「May 6 Package」と呼ばれる外貨導入促進および輸出振興策を打ち出した。その中で外資企業と国内企業の同等待遇、外資企業の再投資容認、出資比率の規制緩和などを行った。その後、最低投資額の25万ドルへの切下げ、投資規制業種のポジティブ・リストからネガティブへの変更等を行った。

4. フィリピン

フィリピンは、他のアジア諸国に比べて外資に対する優遇措置が少ないといわれていた。しかし、1987年に包括投資法が制定され、他のアジア諸国に比べて同等のものとなった。外資の出資比率も87年の包括投資法で製品輸出比率が70%以上であれば外資の単独進出が認められるようになった。輸入代替型の投資では投資委員会が毎年発表する投資優先計画で「創始産業」に指定された分野では単独外資の進出が認められている。

5. 中国

1986年から先進技術の移転と輸出拡大に貢献する直接投資的を絞って、外資導入が図られ始めた。86年1月には合弁企業の合弁期間が訂正され、従来10～30年とされていたものが、投資規模が大きく、回収期間が長いもの、先端技術を提供するプロジェクト、輸出競争力を有するプロジェクト等には50年まで延長できることになった。また86年4月には100%外資企業に対する「外資企業法」が採択された。さらに86年前半には合弁企業の奨励業種と制限業種が明らかにされた。86年10月には「国務院の外国投資奨励に関する規定」も制限された。この規定は外貨に余剰のある生産的企業および先進技術企業である「製品輸出企業」にのみ適用になるが、認定された企業に対し

ては従業員に対する各種補助金，土地使用料，法人所得税等が減免され，水，電気，輸送・通信施設などが優先的に提供される。

一方，日本では1985年9月のプラザ合意以降，円高が急速に進み日本国内での輸出産業の採算は悪化，海外へのリロケーションの圧力は高まった。日本企業の円高への対応もコスト引下げ，輸出価格の引上げにより現実の為替レートとのギャップを縮小させる努力を行いながら，海外への直接投資を行った。経済企画庁が行った「企業行動アンケート調査」によれば採算の採れる為替レートは1ドル=175.4円と現実の為替レートとのギャップは20円に達していた⁵⁾。

また，日本の産業構造の国際協力型への転換が強く求められており，日本企業による途上国への直接投資が日本企業の資本，技術，ノウハウ等がこれら諸国の産業育成に寄与するとともに途上国からの製品輸出が促進することが期待されている。実際，日本からASEAN諸国へ進出した企業の多くが日本への製品の持ち帰りをしていることはJETROの行った日系進出企業の実態調査からみても明らかである⁶⁾。

第3節 実施方法と具体的推進方法

ニュー・エイド・プランの目的，策定の背景は上述のとおりであるが，次にこのプログラムをどのように進めるのか，主な点は以下のとおりである。

1. 対象国の選定

通産省によれば「対象国はアジア近隣諸国のうち工業の発展段階，日本との水平分業の可能性，相手国の意欲などを勘案しつつ選定する」としており，特に厳密な基準を設けていない。ただ，すでに述べたとおり本計画の最初の段階ではシンガポール，ブルネイを除いたASEAN諸国（タイ，マレーシア，インドネシア，フィリピン）と中国を対象にしていたようである。現在は

この5カ国に加えて、アフリカのケニアでスタート、南西アジアのパキスタン、スリランカでも準備中というところである。また、南米諸国にも実施の希望があるようだ。

2. 推進方法

別に掲げた第1図を参照願いたい。

推進方法はPhase I, Phase II, Phase IIIに分けられている。

Phase Iは総合協力マスタープランの策定である。ここでは当該国の産業の現状を分析するとともに、輸出産業の政策面、制度面の問題や制約要因を洗い出し「総合的マスタープラン」を策定し、相手国政府との協議を図りつつ工業化協力のための方向付けを行う。具体的には、(1)工業化政策、特に輸出型工業化の政策レビュー、(2)工業化推進のための産業育成制度、工業化基地の整備状況の見直し、(3)対象地域および産業セクターの選定である。

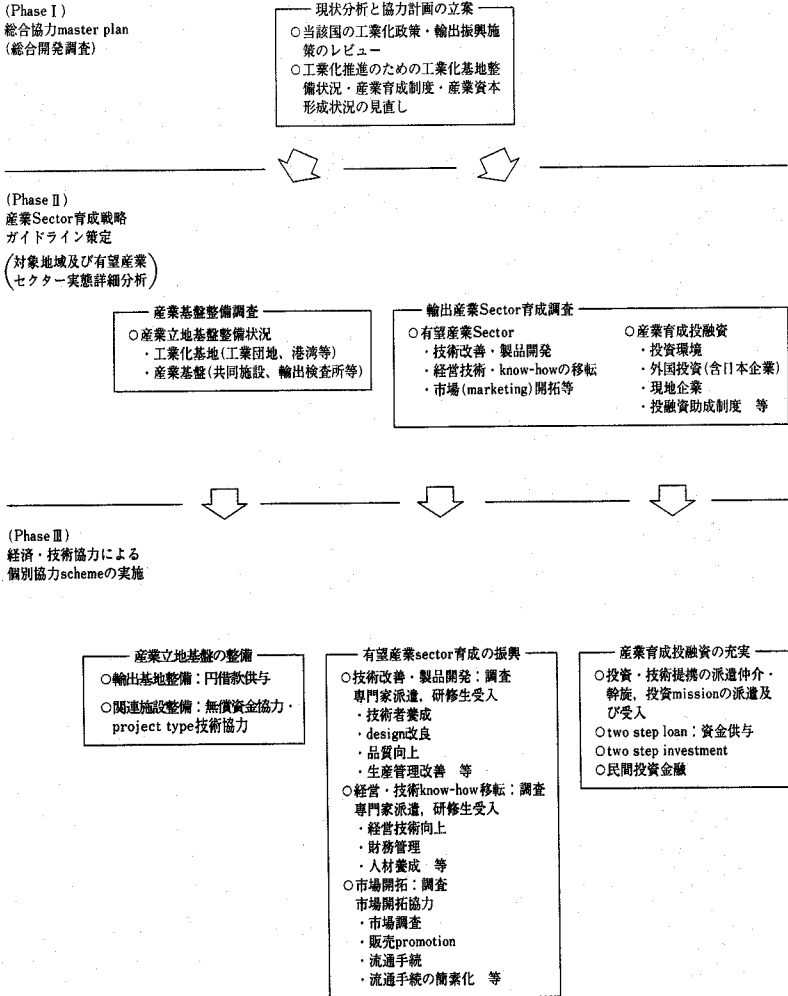
Phase IIは産業セクターの育成戦略ガイドラインの策定である。Phase Iに基づき選定された地域および産業に対し、実態調査を行い「産業セクター育成ガイドライン」を策定し協力スキームを提言する。実態調査の範囲は、(1)産業立地基地基盤状況調査(工業団地、港湾などの工業化基地および共同施設、輸出検査書等の産業基盤が対象)、(2)有望産業セクターの調査。ここでは技術改善、製品開発、経営技術、ノウハウの移転、市場開拓を対象に調査する。(3)産業育成投融资調査。投資環境、日本企業を含め外国投資、現地企業、投融资制度等の実態を調査する。

Phase IIIは具体的な実施段階を指す。上述の「マスタープラン」および「ガイドライン」対象地域、有望産業セクターに対し下述の各種の経済協力手段を投入する。また、途上国側に対してもそれを上首尾に実行するための体制整備を求めていく。

(1) 輸出型産業インフラの整備

円借款などを通じ工業団地、港湾、空港、鉄道、道路、通信などインフラに対し経済協力を行う。また、国際協力事業団のプロジェクト方式技術協

第1図 New "AID" Planの推進スキーム



(注) 上記の三つのPhaseは、必ずしも時系列的に進行するわけではない。

(出所) 通商産業省『新アジア工業化総合協力プランについて』1987年。

力^の等を用い貿易研修センター，輸出検査機関，製品・技術開発センター等の関連施設に関する協力を行う。

(2) 輸出産業育成のための総合的技術協力

この中では生産技術，経営技術，製品開発技術等の技術専門家の派遣および研修生の受け入れ等の人材育成を行う。また，もう一方では，市場調査，販売促進等のマーケティングに対する協力などを行う。

(3) 輸出産業育成のための投融資等

投資企業に対するツー・ステップ・ローン等による特別融資制度の創設。ツー・ステップ・インベストメント事業の創設。特別融資の優先的配慮。投資，合弁，技術提携等の仲介。

以上に加えて発展途上国側にも税制，投資政策等の改善を求めていく。特に日本の工業化の経験を生かして必要な助言を行う。

3. 具体的推進方法

(1) マスタープランおよびガイドプランの策定

途上国の輸出産業の育成振興には国ごとに産業の発展段階，技術水準，インフラの整備状況等その国の経済の条件，他国との競合状況も勘案する。また，ニュー・エイド・プランでは日本企業の直接投資が重要な役割を果たすことが期待されているので日本企業の有する経験，ノウハウの活用を考慮する。

ガイドラインの策定では現地調査および国内調査を行い，相手国政府の輸出産業の振興，投資促進に係わる政策に直接役立つ報告書をまとめ，相手国側に提出する形で実施される。

イ. 現地調査

(イ)長期調査員の派遣：長期派遣員は相手国政府の希望を踏まえながら有望産業セクターの絞りこみを行うとともに産業立地基盤の整備，当該産業セクターの振興，産業育成投融資に係わる実態調査計画を作成する。

(ロ)短期調査員の派遣：短期派遣員は実態計画に基づき産業立地基盤の整備

状況、有望産業セクターについての技術、マーケティング財務等の実態調査を実施する。

ロ．国内調査

国内調査員が発展途上国への進出を希望する企業の実態調査、現地調査員の要請に基づく支援調査等を実施する。

ハ．報告書の作成

現地調査と国内調査の結果を取りまとめるとともに、有望産業業種振興のための具体的協力方法の提案を同時に行う。なお、協力期間は3～5年程度とする。また対象セクターの選定に当たっては日本の産業構造の国際協力型への観点から日本の雇用、中小企業に対する影響も配慮する。

(2) 輸出産業インフラのための資金協力

イ．基盤的インフラに対する資金協力

工業団地の造成、港湾施設、空港鉄道、産業道路、工業用水、電力、通信等の整備に対し円借款等により資金面の協力を実施する。

ロ．共同利用施設に対する協力

貿易研修センター、製品技術開発センター等の共同施設利用に対し無償資金協力、プロジェクト方式技術協力をを行う。

(3) 戦略的産業育成のための総合的技術協力

発展途上国の輸出を拡大していくには輸出産業の振興を図り、輸出製品の阻害要因を排除していく必要がある。そのためPhase I、Phase IIで絞りこまれた特定の産業セクターに対して各種の阻害要因克服のための協力手段を投入していくことになる。

既存の事業の中で次のことが想定される。

イ．生産技術、経営技術、製品技術等に関する技術協力

(イ)日本貿易振興会による発展途上国貿易産業協力センター事業（この事業の目的は発展途上国の貿易不均衡の是正、技術、産業に対する協力をを行う事業である。具体的な方法は研究会、国際機関との協力によるセミナーの開催、専門家の派遣、調査員の受け入れなど）

(㉔)海外貿易開発協会，国際協力事業団，ASEAN貿易投資観光センター等による専門家派遣事業

(㉕)海外技術者研修協会，国際協力事業団による研修生受け入れ事業

(㉖)国際協力事業団，海外コンサルタント企業協会，日本プラント協会等による工業開発調査

(㉗)国際協力事業団によるプロジェクト方式技術協力

ロ．市場調査，マーケティング調査

(4) 戦略的産業育成のための投融資

Phase I, Phase II で絞り込まれた産業セクターに対し資金面の協力，日本を含む各国からの民間部門への投融資を促すための協力を実施する。

イ．有望産業セクターを対象としたツー・ステップ・ローン，ツー・ステップ・インベストメント等の立地企業に対する特別融資制度を創設する。

ロ．投資，合併，技術提携等の斡旋

(㉙)日本貿易振興会によるアジア工業化プロジェクト事業

(㉚)日本商工会議所による中小企業海外投資斡旋事業

(㉛)中小企業事業団による海外投資アドバイザー制度

ハ．投資金融の優先的配慮（日本輸出入銀行，海外貿易開発協会）

(5) 発展途上国の税制，投資の改善

輸出産業の育成，投資の促進に当たっては発展途上国側においても対象地域，産業セクターに対しても税制上の優遇措置，外資企業に対する規制緩和をとることが必要であり，日本としても工業化の経験を生かして必要な助言を行う。

第4節 ニュー・エイド・プランの進捗状況

ニュー・エイド・プランが1990年末時点でのどの程度まで進んでいるか，明確にすることはいささか困難である。その理由は必ずしも前述の Phase I,

Ⅱ、Ⅲの順序どおりに進まねばならないというものではないといわれているためである。各国に対し、いろいろなステージでニュー・エイド・プランとみられる経済協力が行われている。しかし、ニュー・エイド・プランのフレームワークの中で日本政府と途上国政府の双方による交換公文に基づいて進められている対象国は、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの4カ国に限られる。アフリカのケニアでも展示場の建設と輸出振興策の策定を主とする類似の事業が始まっているが、これをニュー・エイド・プランに加えるかどうか議論の分かれるところである。現在、PhaseⅡの中の有望輸出産業調査が中心に行われている。産業基盤インフラ調査、投融資調査は現在のところ実施されていない。産業基盤インフラ調査は一部の国で91年に調査実施の見通しである。PhaseⅠについては上述のASEAN 4カ国に加えて、南西アジアのパキスタン、バングラデシュ、インドでも調査を実施している。一方、ケニア、スリランカについてはPhaseⅠの調査を実施していないにもかかわらず、PhaseⅡのステージに入り、スリランカでは91年中にPhaseⅡの輸出産業調査を行う見込みである。また、パキスタンでも91年中に輸出産業の調査を始めることになろう。

以下にPhaseⅡの輸出産業調査を中心に国別に調査概要の説明を行う。

1. タイ

1988年1月末から90年10月までの3カ年、対政府工業省をパートナーとして次の6業種の調査を行った。業種の選択はPhaseⅠで行った有望業種を対象にパートナーと協議の上、決定した。調査実施期間と調査対象業種は次のとおりである。

第1年次(1988年1月～9月) 金型、玩具、第2年次(1988年10月～89年8月) 繊維製品、家具、第3年次(1989年10月～90年9月) 磁器、プラスチック製品

2. マレーシア

1988年1月末から90年まで3カ年、マレーシアの投資庁をパートナーとして次の業種の調査を行った。調査期間と調査対象業種は次のとおりである。

第1年次(1988年1月～9月) 陶磁器類(ガラス製品を含む)、金型(自動車部

品も含む), 第2年次(1988年10月~89年7月) エレクトロニクス(OA機器等), ゴム製品, 第3年次(1989年10月~90年10月) エレクトロニクス(パソコン), 鑄造製品

3. インドネシア

1989年7月より30カ月計画で実施中である。実施期間はタイ, マレーシアとは異なる。これはインドネシア側の希望による。調査期間と調査対象業種は次のとおりである。第1年次(1990年9月~91年10月) プラスチック製品, アルミ製品, セラミックス製品(タイル, 衛生陶器等)

4. フィリピン

1990年3月から調査実施中である。第1年次(1990年3月~1991年5月) 金型, 家具(木製), コンピューター・ソフトウェア, 第2年次(1991年7月~92年8月) オーレオケミカル, ファッションアクセサリー, 玩具(ぬいぐるみ)

5. ケニア

本調査は上述の1~4と異なり調査対象は輸出促進制度の見直し, 貿易展示場建設を含む輸出促進のための組織開発, 情報整備, 展示場運営および輸出産業育成のため1990年9月~12月にかけて調査を実施。

6. 開発調査の調査の項目は5のケニアは別として1~4の調査項目はほとんど同様で次のとおりである。

(1) 選定産業・業種の現状把握

生産品目, 生産量・額, 輸出入量・額, 規模別企業数, 主要企業のプロフィール

(2) 政府の工業振興政策・方策の現状ならびに選定産業・業種のためのインフラの整備状況の把握

行政機構, 政策決定機関, 投資, 技術提携の促進, 税制, 金融制度, インフラストラクチャ

(3) 選定業種における問題点の現状把握

製造技術, 技術水準, 製品開発, 製品開発・デザイン, 工場管理, 品質管理, 企業経営(労使関係, 人材育成, 財務管理等), 原材料調達, サポートイン

グ・インダストリーとの関係（下請け業者、部品供給業者）、コスト分析、販売戦略

(4) 製品別主要輸入国（輸出市場）の市場文献調査

当該製品の生産、輸出入状況、当該製品の競争力、市場性

(5) 選定産業・育成業種のためのマスタープランの策定

政策・制度の改善、技術改善、製品・デザインの開発システムの改善、品質改善、コスト削減、経営改善・人材育成、関連インフラの改善

(6) 当該産業・業種投資・技術提携促進のための情報整備

日本側投資希望リストの作成、タイ側合弁・技術提携希望リストの作成、上記企業に関する情報収集

本調査は日本貿易振興会と民間コンサルタントとがジョイントで実施している。調査は国際協力事業団の「開発調査」の枠内の事業で同事業団が委託する形をとっている。

第5節 今後の展望

Phase II に当たる調査は上述のとおり目下実施中ないしは完了したばかりであるので、Phase III に相当する部分は今後実施ということになるが、途上国側からの希望もあり調査実施の段階から可能な限り Phase III を実施している。特に日本貿易振興会では発展途上国貿易促進振興事業による専門家の派遣やセミナーを行っている。また、海外技術者研修協会でも Phase III の線にそってセミナーを実施している。

現在各国で進めている構造調整、経営技術の移転との関係でニュー・エイド・プランをどう評価するか、現在の段階では何とも言えない。しかし、本計画がスタートした時点で日本からの直接投資が期待されていたが、この点に関してはタイ、マレーシア、インドネシアでは目的が十二分に達成された。直接投資は各種の経営資源の移転も伴うので、経営技術の移転の条件は一応

整ったと言えよう。

なお、対象国もASEAN諸国にとどまらず南西アジア、中南米諸国からも要請が来ており、今後これらの地域へも拡がることが考えられる。

〔注〕

- (1) 通商産業省『新アジア工業化総合協力プランについて』1987年6月。
- (2) 例えば、アジア開発銀行のような国際機関でも1983年以来民間部門に対する資本参加業務を始めている。
- (3) パキスタン、スリランカでは1991年中に「工業振興計画調査」を開始の予定。バングラデシュは未定。
- (4) IMF, *International Financial Statistics*, 1990年6月号。
- (5) 経済企画庁『昭和63年版経済白書』1988年。
- (6) 日本貿易振興会経済情報センター『香港、ASEANの日本企業実態調査』平成2年3月。
- (7) 専門家派遣、研修生受け入れに器材の供与を結びつけた協力方式、昭和58年からスタート。